

大崎市持続可能な地域自治の在り方に関する提言書

【概要版】

令和8年3月30日

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議

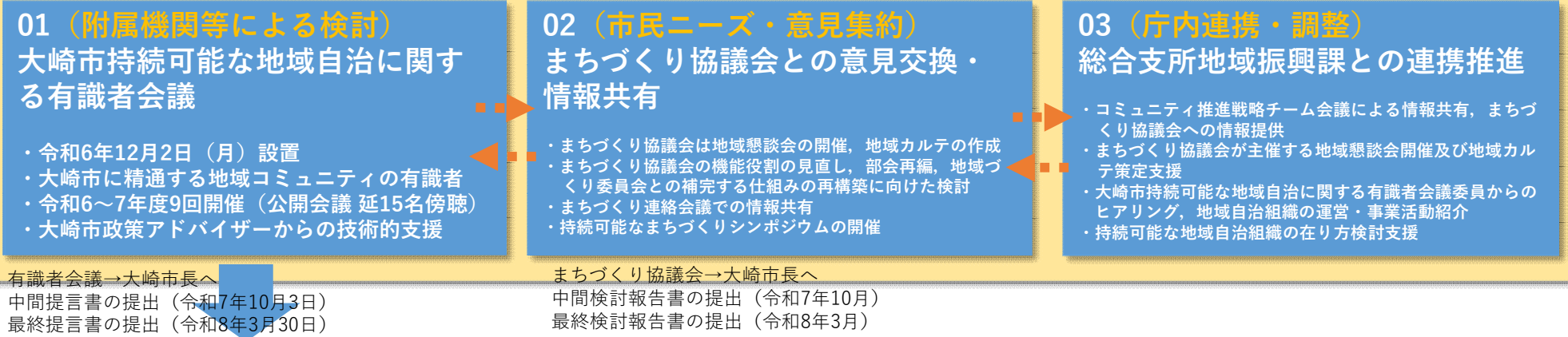
検討の必要性

※令和5年度第1回大崎市地域自治組織推進本部会議（R5.8.7）で承認

- ①過疎化や少子高齢化等の人口減少に伴って、地域課題がより多様化、複雑化しており、地域独自で解決していくのが困難な問題が蓄積する中で、**組織運営や行政との協働が希薄**になっている。
- ②担い手不足と役職等の重複による負担感を解消するために、**次世代を担う新たな人材の発掘と育成**が急務となっている。
- ③大崎市まちづくり協議会条例第3条に規定する、まちづくり協議会は「自主的活動の企画、立案及び実施等に関すること」の他に、「**新市建設計画の変更等**に関して、市長の諮問機関としての審議会機能」を有している。**新市建設計画が令和7年度に計画期間が終了することから、その役割について見直す必要がある。**

目指す姿「みんなで支え合う、持続可能な地域コミュニティ」

それぞれの地域が持つ資源を最大限に生かし、様々な世代の人々が活躍できる魅力あふれる持続可能な地域を実現させるために地域自治組織のあり方を検討する。



有識者会議からの持続可能なまちづくりの実現に向けた3つの提言（9分類16項目）

- ①大崎市まちづくり協議会条例の見直し**

2段階方式による新たな仕組みづくりの制度化、地域力が育まれる環境形成について**1分類2項目**の提言
- ②持続可能な地域自治組織の体制**

地域自治組織の再定義と柔軟な体制設計、中間支援機能の整備、コーディネート・調整機能の強化など**7分類12項目**の提言
- ③新たな人材の発掘と育成**

若者・女性・新しい人材の参画促進、人材育成プログラムの充実について**1分類2項目**の提言

【新たな話し合いのステージへの提言】持続可能な地域自治組織の実現には、地域住民の主体性と行政の適切な支援が不可欠である。大崎市が目指してきた「市民が主役、協働のまちづくり」の理念を再確認し、今後10年、20年先を見据えた持続可能な地域自治組織の実現に向けて、パートナーシップ会議を中心とした継続的な議論に本提言書が活用されることを期待する。

大崎市持続可能な地域自治の在り方に関する提言書の構成

「はじめに」「Ⅰ協議・検討項目の整理」「Ⅱまちづくり協議会条例の意義と展望」「Ⅲ地域自治組織の推進状況」「Ⅳ持続可能なまちづくりの実現に向け
た提言」「おわりに」「関連資料・参考資料」 6章112ページで構成

大崎市持続可能な地域自治の在り方に関する提言書 最終提言書 令和 8 年 3 月 30 日 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議	大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議 目次 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 Ⅰ 協議・検討項目の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1. 検討のポイントと論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2. 他の検討課題との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 Ⅱ まちづくり協議会条例の意義と展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1. 条例の背景及び考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2. 条例制定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3. 取り巻く現状（審議会機能の実態検証）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4. まちづくり協議会からの意見集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 5. 住民意向の丁寧な把握と拙速な条例の見直しへの懸念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 6. 条例の見直しに伴う課題抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 7. 有識者会議での論点整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 8. 条例の方向性（提言の骨子）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 Ⅲ 地域自治組織の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 1. 地域自治組織の設立当時の意義のふり返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 2. 補完性の原理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 3. まちづくり協議会の委員構成・仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 4. 地域づくり委員会（部会含む）の委員構成・仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 5. 市民協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 6. 大崎市地域自治組織戦略体制整備事業の実践と検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 7. 地域自治組織支援の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 8. 地域自治組織の拠点施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 9. 地域自治組織に対する財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 10. 地域自治・市民協働の検証の場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42 11. 同種施策・制度の取捨選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49 12. 人材育成・発掘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52 Ⅳ 持続可能なまちづくりの実現に向けた提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55 1. 大崎市まちづくり協議会条例の見直しについての提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55 提言 1 持続可能なまちづくりを推進するため、2段階方式で新たな仕組みづくりの 制度化を進めること 提言 2 地域力が高まる環境を形成しながら、新たな仕組みづくりを進めること	大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議 2. 持続可能な地域自治組織の体制についての提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56 (1) 地域自治組織の再定義と柔軟な体制設計 提言 1-1 地域の実情に応じた柔軟な組織体制を構築すること 提言 1-2 多世代・多様なステークホルダーの参画を促進すること (2) 中間支援機能の整備 提言 2 中間支援機能の整備と段階的な推進体制の構築に向けた検討を進めること (3) コーディネート・調整機能の強化 提言 3-1 まちづくり協議会の協議・調整機能の明確化を図ること 提言 3-2 横断的連携とセーフティネットを構築すること (4) 日常生活に密着した課題へ（地域課題解決の取り組み）の対応 提言 4-1 課題把握・分析機能を強化すること 提言 4-2 地域の実情に応じた課題解決を推進すること (5) 自己評価・行政評価の仕組みの構築 提言 5-1 定期的な自己評価を実施すること 提言 5-2 行政評価と検証の場を設置すること (6) 総合支所機能の充実とマネジメント視点の導入 提言 6-1 総合支所の支援、分析機能の充実を図ること 提言 6-2 支援担当職員の情報共有と支援技術の育成を図ること (7) 財政支援の見直し 提言 7 「自主・自立」から「持続可能」へ転換し「どのように持続させるのか」を命題 とした財政支援への見直しを行うこと 3. 新たな人材の発掘と育成についての提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62 (1) 多様な人材の参画促進 提言 1-1 若者・女性・新しい人材の参画を促進すること 提言 1-2 人材育成プログラムの充実を図ること おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64 関連資料・参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65 1. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議委員名簿 2. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議の開催状況 3. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議設置規則 4. 大崎市まちづくり協議会条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 33 号） 5. 大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号） 6. 大崎市話し合う協議のまちづくり条例（平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号）	大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議 7. 大崎市まちづくり協議会条例と大崎市話し合う協議のまちづくり条例 8. Step up！新時代 Talk in Osaki 持続可能なまちづくりシンポジウム（令和 7 年度協議のま ちづくりシンポジウム）の実施状況 9. 地域運営体制のモデル（『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と実践 （金風舎）』）中崎紀生先生宮城大学研究推進・地域未来共創センターコーディネーター 10. 行政と住民の協働推進、住民主体の地域課題解決ができる地域づくり推進に向けた中間支 援（アウトリーチ型中間支援の実践）小野寺浩樹先生のまちづくり市民活動センター長 11. まちづくり協議会からの持続可能な地域自治組織の在り方に関する検討報告書（最終報告 書） 参考文献・資料提供 中崎 紀生氏（なかま・きよみ）『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と 実践（金風舎）』 東北大学大学院博士後期課程修了。博士（経済学）。(財)宮城県地域振興センター特別研究員。 宮城大学地域連携センター調査研究員を経て、現任。宮城大学研究推進・地域未来共創セン ターコーディネーターほか、東北大学大学院経済学研究科博士研究員、東北文化学園大学講 師（非常勤）を兼任。専門は地域計画・地域政策。共著として『交流まちづくり：サステイナ ブルな地域をつくる新しい観光』『東日本大震災復興研究シリーズ』などがある。2022 年日 本都市学会論文賞受賞。岩出山地域「臥牛プロジェクト」メンバー。 小野寺浩樹（おのの・ひろき）『行政と住民の協働推進、住民主体の地域課題解決ができる地 域づくり推進に向けた中間支援（アウトリーチ型中間支援の実践）』『地域を補完する仕組み と地域協働の機能・役割』 特定非営利活動法人いのちのせき子育てネット代表理事、特定非営利活動法人レスパイトハウ ス・ハムズ理事。いのちのせき市民活動センター長として、一関市の市民活動支援、コミュニ ティ支援に携わり、行政と住民の協働推進、住民主体の地域課題解決ができる地域づくりの 推進をおこなっている。東日本大震災後は、いわて連携復興センターを立ち上げ、陸前高田 市にて、復興期における住民主体の地域づくり活動の推進を目的とし、陸前高田まちづくり 協議センターを立ち上げ、事務局長として業務に従事。
---	--	---	--

Ⅱ まちづくり協議会条例の意義と展望

1. 条例の背景及び考え方
3. 取り巻く現状（審議会機能の実態検証）
4. まちづくり協議会からの意見集約
5. 住民意向の丁寧な把握と拙速な条例の見直しへの懸念
6. 条例の見直しに伴う課題抽出
7. 有識者会議での論点整理
8. 条例の方向性（提言の骨子）

1分類2項目の提言（最終提言書55ページ）

①大崎市まちづくり協議会条例の見直し

Ⅲ 地域自治組織の推進状況

1. 地域自治組織の設立当時の意義のふり返り
2. 補完性の原理
3. まちづくり協議会の委員構成・仕組み
4. 地域づくり委員会（部会含む）の委員構成・仕組み
5. 市民協働によるまちづくり
6. 大崎市地域自治組織戦略体制整備事業の実践と検証
7. 地域自治組織支援の体制
8. 地域自治組織の拠点施設
9. 地域自治組織に対する財政支援
10. 地域自治・市民協働の検証の場
11. 同種施策・制度の取捨選択
12. 人材育成・発掘

地域自治組織の課題整理及び評価検
証

持続可能な地域自治組織のあるべき
姿の検討

持続可能な地域自治組織体制の調査
及び研究、検討

7分類12項目の提言（最終提言書56ページ）

②持続可能な地域自治組織の体制

1分類2項目の提言（最終提言書62ページ）

③新たな人材の発掘と育成

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議委員及び開催状況

1. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議委員名簿

委員区分		氏 名	備 考
1	地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者	白 旗 成 典	地域活動経験者 大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員
2	学識経験を有する者	小野寺 浩 樹	いちのせき市民活動センター長 大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員
3	学識経験を有する者	中 嶋 紀世生	宮城大学研究推進・地域未来共創センター コーディネーター 博士（経済学）
4	地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者	白 鳥 歩	岩出山地区公民館生涯学習推進員 岩出山地域づくり委員会元生活支援コーディネーター
5	地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者	赤 間 幸 人	前総務部長、元市民協働推進部長

2. 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議の開催状況

開催日時・場所

- 第1回：令和6年12月2日（月）14:00-16:00／大崎市役所本庁舎3階306会議室
第2回：令和7年1月17日（金）13:30-15:15／大崎市役所本庁舎4階災害対策本部室
第3回：令和7年2月3日（月）13:30-15:30／大崎市役所本庁舎3階306会議室
第4回：令和7年3月13日（木）13:30-15:40／大崎市役所本庁舎4階災害対策本部室
第5回：令和7年5月26日（月）10:00-12:00／大崎市役所本庁舎4階402会議室北側
第6回：令和7年8月6日（水）14:00-16:00／大崎市役所東庁舎1階会議室101会議室
第7回：令和7年9月3日（水）14:00-16:00／大崎市役所東庁舎1階会議室101会議室
第8回：令和8年1月28日（水）13:00-16:30／大崎市役所本庁舎4階災害対策本部室
第9回：令和8年3月12日（木）13:30-16:00／大崎市役所東庁舎1階会議室101会議室



大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議の様子

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議設置規則

令和6年3月29日
規則第21号

- (設置)
第1条 「みんなで支え合う、持続可能な地域コミュニティ」の実現に向け、まちづくり協議会をはじめとした地域コミュニティの在り方及び地域自治に関する施策の方向性を検討するため、大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。
- (所掌事務)
第2条 有識者会議の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 地域コミュニティの在り方に関し、意見を述べること。
(2) 地域自治に関する施策の方向性に関し、意見を述べること。
(3) その他地域自治に必要な事項に関し、意見を述べること。
- (組織等)
第3条 有識者会議は、委員6人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者
(2) 学識経験を有する者
(3) 市職員
(4) その他市長が必要と認める者
- (任期)
第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (報酬の額)
第5条 大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年大崎市条例第62号）第2条第2項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、5,000円とする。
- (会長及び副会長)
第6条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
第7条 有識者会議の会議は、市長の要請により会長が招集し、その議長となる。
2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- (庶務)
第8条 有識者会議の庶務は、市民協働推進部まちづくり推進課が所掌する。
- (その他)
第9条 この規則に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(失効)
2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

大崎市まちづくり協議会条例…住民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進とこれまで培われてきた地域の住民活動を継続及び発展させるため、市の地域にまちづくり協議会を設置し、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的として定めた条例。まちづくり協議会の名称及び区域、役割、定数、任期などが定められている。「新市建設計画の変更等に関して、市長の諮問機関としての審議会機能」を有している。新市建設計画が令和7年度に計画期間が終了することから、改正の必要がある。

条例制定の趣旨

合併協定項目10「地域審議会の取扱いについて」、平成16年3月に開催された第13回大崎地方合併協議会において「地域審議会を設置せず、その期待される役割を兼ねる地域自治組織を設置する。」ことが承認され、平成18年3月31日、大崎市まちづくり協議会条例が施行された。

条例の方向性

- ◇人口減少社会に対応した持続可能な地域づくりを推進する新しい条例を制定する際は、最終決定は市民と大崎市の話し合いで行うべきである。
- ◇“条例を見直すということよりは持続可能な地域を作っていくための体制づくり”が重要であることの認識を市民と大崎市が共有し進めていくことが重要である。

まちづくり協議会からの意見集約

- ◇7つのまちづくり協議会から「存置すべきである」との意見を集約。
- ◇これまで約20年間行ってきた地域自治・市民協働のまちづくりがなくなってしまう誤解が生じること。また、市と地域の協働のパートナーの関係性が崩れてしまう（協働相手の不存在、補完性の原理の欠落）といったイメージが強くなること。さらには、大崎市パートナーシップ会議指針の「地域提案権」を保障するため条例の存置すべきである。
- ◇まちづくり連絡会議を市長も交えて直接対話ができる場として位置づけるなど検討していただきたい。
- ◇持続可能な地域づくりを推進するための新たな仕組みづくりについては、市民と行政が話し合ってルール化を目指す環境を整えていただきたい。
- ◇行政との距離が拡大しないようご配慮され、市民協働の理念をもとに、これまでどおり運営・事業活動への継続的な支援を望む。

提言No.	分 類	項 目
提言1	持続可能な地域づくりを推進するため、2段階方式で新たな仕組みづくりの制度化を進めること	①第1段階目で条例の一部改正（地域審議会機能の規定の削除、補完性の原理（地域自治組織として提言できる機能）の明確化）を行う。第2段階目で新たな仕組みづくりの制度化を進めること。 ②条例の一部改正は、まちづくり協議会からの意見や提言を集約することとし、議会への議案上程前に、まちづくり協議会と条例改正案の内容について共有する場を設けること。 ③新市建設計画の計画期間の終了に伴い、市長からの諮問する事項がなくなったため、委嘱することが廃止されるものであること。ただし、委嘱することにより、自主的なまちづくり活動にやりがいや充実感など、自主的な地域自治の促進に有効な場合があるため、地域住民総意による選定基準や仕組みを整えたうえで、まちづくり協議会の目的を遂行のための「任命」という手法を検討すること。 ④条例の一部改正を行うことにより、まちづくり協議会の自主的活動団体の性質が強くなることで、行政との関係性が希薄化することがないように、市民協働の理念をもとに、これまでどおりまちづくり協議会の自主性を尊重し、運営・事業活動への継続的かつ適切な支援を行う旨を追加すること。
提言2	地域力が育くまれる環境を形成しながら、新たな仕組みづくりを進めること	①持続可能な地域をつくるため、地域自治の組織体制や担い手の確保など、新たな組織や仕組みを制度化すること。また、行政の体制についても見直しや、新しい仕組みづくりを併せて検討すること。 ②持続可能な地域自治組織の在り方は、まちづくり協議会ごとの検討はもとより、地域と行政が一緒になり話し合いの場（パートナーシップ会議など）を設けながら結論を導き出していくプロセスに重点を置くこと。 ③今後2～3年程度の期間を目途に、市民（地域）と行政の多様な話し合いの場を設け、その検討プロセスを通じて地域力が育まれる環境を形成すること。 ④市民、行政及び多様な主体によるワークショップ（シンポジウム）を開催するとともに、世代別ヒアリングなどを実施し、多様な人・団体から意見を集約すること。 ⑤大崎市話し合う協働のまちづくり条例との整合性や統合についても検討すること。

(1) 地域自治組織の再定義と柔軟な体制設計

【現状と課題】

【現状と課題】

○まちづくり協議会と地域づくり委員会の関係性が不明確で、同じ人材が何ヶ所も役員を掛け持ちしている現状である。

○地域によって組織体制や活動状況に大きな差があり、画一的な組織運営では対応できない。

○各種団体や地域づくり委員会間の連携・調整が不十分で、縦割りの弊害が生じている。

○「人材が足りないというよりは、入る余地がなかった」という指摘があり、多様な人材が参画できる仕組みになっていない。

提言No.	分 類	項 目
提言1-1	地域の実情に応じた柔軟な組織体制を構築すること	①地域自治組織を地域のことは地域で考え、地域で解決していくための仕組みとして再定義し、各地域の実情に応じた柔軟な体制設計を可能とすること。 ②まちづくり協議会と地域づくり委員会の役割分担を明確化し、補完性の原理に基づく連携体制を再構築すること。 ③部会制のメリット・デメリットを検証し、地域の実情に応じた最適な組織形態を選択できるようにすること。

【現状と課題】

○地域の魅力、経済及びにぎわい創出による地域活性化を目的とした若者主体による事業活動が各地域で展開され、若者の企画力、発信力及び新しい参加者から地域の活力が醸成されている。

○持続可能なまちづくりを推進していくためには、地域の課題を解決するための地域自治と若者主体による地域活性化の融合が重要であり、それぞれの対象や成果、目的や守備範囲の違いをしっかりと共有したうえで、互いに補完できる環境を作っていくことが必要である。

提言No.	分 類	項 目
提言1-2	多世代・多様なステークホルダーの参画を促進すること	①地域運営の基盤として、これまでの地縁組織に、NPO、各種団体、企業、若者などの多様な主体が参画できる開かれた組織体制を構築すること。 ②委嘱制度の在り方を見直し、より柔軟で参加しやすい仕組みを検討すること。 ③地域を超えた連携や、テーマ別の活動グループとの協働を促進すること。 ④SNS・オンライン会議等のDXを積極的に活用し、若い世代が参加しやすい会議運営・情報発信の仕組みを整備すること。

(2) 中間支援機能の整備

【現状と課題】

- まちづくり協議会支援担当職員は全ての事業に参加しながら活動を支援しており、労力に対する効果が十分に得られていない状況がある（支援担当職員の負担増大）。
- 行政職員が1～2年で異動するため、安定・継続的な地域支援が困難であり、「継続・安定する地域自治組織の支援は行政の課題」との指摘がある（人事異動による継続性の欠如）。
- 地域支援コーディネーターの配置実証事業（モデル事業、実証事業）では、雇用関係により事務局業務に追われるとともに、調整機能を期待されたコーディネーターがプレーヤー化してしまい、本来の人材育成やネットワーク構築などの支援が十分にできなかった。
- 行政職員の異動により「住民と行政の信頼関係の構築」「継続的な地域自治組織支援の脆弱さ」などの課題が生じている。
- 支援担当職員は本来の業務に加え、まちづくり協議会の総会資料や役員会などの資料作りに追われている。
- 地域自治組織の担い手について「一度役を受けたら終身まで」という状況が増え、参加しない住民・無関心住民が増加している。地域の構造変化（既存団体の解散、新たなサークル活動の台頭）への対応も求められている。

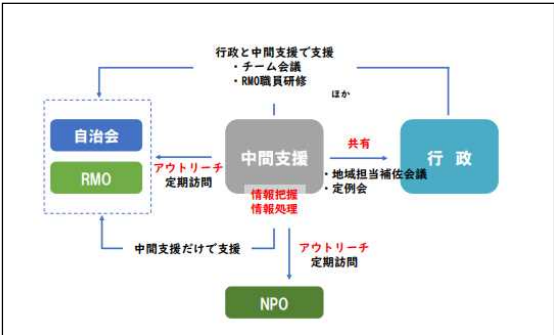
提言No.	分類	項目
提言2	中間支援機能の整備と段階的な推進体制の構築に向けた検討を進めること	①NPO・市民活動機能と地域自治組織を継続的にサポートする支援機能を有する中間支援機能の整備に向けた検討を進めること。なお、検討を進める際は、市民との協働、つまり地域住民と向き合うのはあくまでも行政（職員）であり、中間支援組織が向き合うわけではないことを留意するとともに、中間支援組織の設置を目的とせず、理念やあり方を検討し“あるべき姿”を地域と行政が共有すること。 ②中間支援機能の明確化から着手し、直営による運営を出発点として段階的に体制を整備すること。必ずしも委託や指定管理者制度による運営を目指すものではなく、成果を検証し長期的に直営による運営を行うことも可能であること。 ③直営による運営を経て委託や指定管理者制度による運営の際は、行政・地域の役割分担を明確にし、各主体が自らの領域を理解した上で適切な連携体制を確立すること。

【検討にあたっての具体的な方向性】

- 外部組織への委託・指定管理による運営ではなく、市が直営で中間支援機能を担い、行政内部に経験値、ノウハウを蓄積、習得することが重要である。将来の委託または指定管理者制度移行後も適切に管理・連携できる体制を整える（行政職員の経験値蓄積）。
- 直営で中間支援機能を担う場合、会計年度任用職員（雇用期間最長1年）ではなく、任期付職員（3～5年、長期継続可能）として雇用し、担当者の安定性・継続性を確保すること。
- 1人のコーディネーターが1つの地域に専属するのではなく、複数地域（3～4地域程度）を担当して巡回する方式（複数地域担当制）とし、地域間の情報共有・横展開を促進する。

【役割の整理】

- 中間支援機能
アウトリーチ型の情報収集・分析・フィードバック、地域の本音を引き出す対話促進、地域課題の「呼び水」づくり、地域プロデュース機能
- 行政（市民協働推進部まちづくり推進課、総合支所地域振興課等）の機能
行政区再編等の行政固有領域への対応、中間支援との定期的な情報共有・連携、政策立案・制度設計
- まちづくり協議会の機能
合意形成機能（話し合いの場）の維持・強化、5～10年先を見据えた旗振り機能



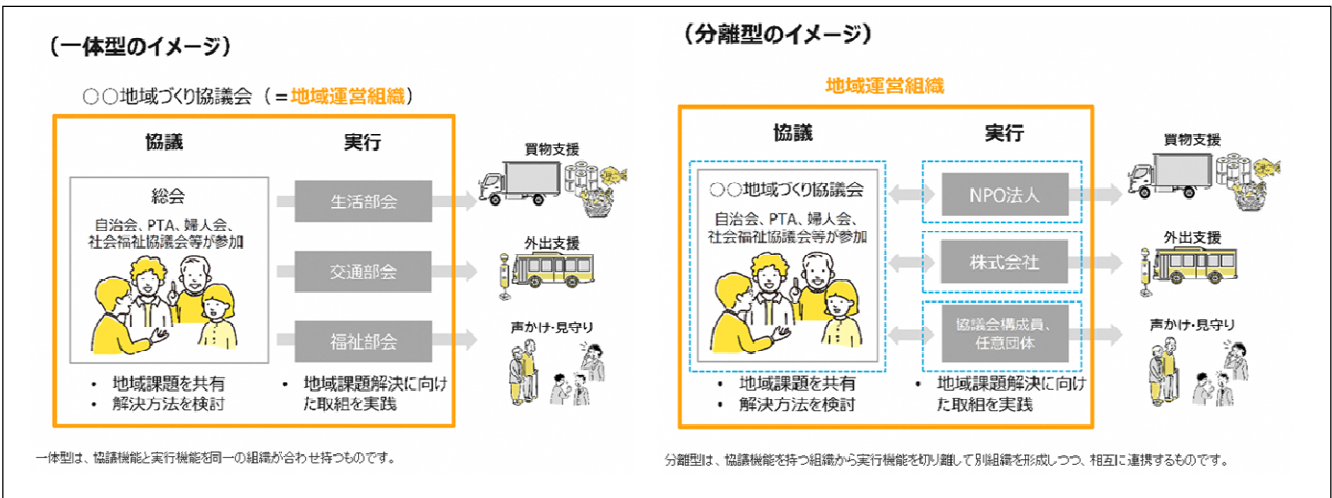
一関市の中間支援組織のイメージ（小野寺浩樹いちのせき市民活動センター長の「アウトリーチ型中間支援の実践」から引用）

(3) コーディネート・調整機能の強化

【現状と課題】

- まちづくり協議会が基礎交付金の「分配団体」になっており、本来の課題集約・分析・調整機能が不足している。
- 地域づくり委員会からの課題を共通課題と個別課題に分けて分析する機能が十分に発揮されていない。

提言No.	分 類	項 目
提言3-1	まちづくり協議会の協議・調整機能の明確化を図ること	①まちづくり協議会の主要機能を「プレイヤー」ではなく「コーディネート・調整機能」として位置づけること（「協議機能（地域課題を共有し解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」の分離）。 ②地域づくり委員会や各種団体から課題を集約し、共通課題と個別課題に分析する仕組みを構築すること。 ③分析した課題について、地域内で解決できるもの、行政との協働が必要なもの、専門機関との連携が必要なものを整理し、適切に対応する体制を整えること。 ④大崎市が進める行政区長業務の見直し検討状況との情報を共有すること。 ⑤条例から地域審議会機能が削除されるため、大崎市長との懇談の場を設けること。
提言3-2	横断的連携とセーフティネットを構築すること	①縦割りを解消し、民生児童委員、PTA、交通安全協会など各種団体が連携できる円卓会議やワークショップなどの対話の場を設け、地域課題を幅広く共有・議論できる仕組みを整備すること。 ②地域内の情報共有を促進し、住民が安心安全に暮らせるセーフティネットを構築すること。 ③まちづくり協議会間の連携を強化し、地域を超えた課題解決や資源の共有を推進すること。



地域協働体の一体型と分離型（総務省 地域力創造グループ地域振興室地域運営組織の形成及び持続的な運営について」から引用）

(4) 日常生活に根差した課題へ（地域課題解決の取り組み）の対応

【現状と課題】

○地域課題が多様化・複雑化しているが、イベントやお祭りなどの事業実施に偏り、本質的な課題解決に至っていない。

○ゴミ当番，街路灯，町内会費，担い手不足など，日常生活に根差した課題への対応が不十分である。

○課題の根拠となるデータや分析がないまま事業が実施され，住民ニーズとのミスマッチが生じている。

○まちづくり協議会の協議・審議機能の形骸化し，「何が問題か」より「何をやるか」が先行し，地域課題の共有が不十分な状況になっている。

提言No.	分 類	項 目
提言4－1	課題把握・分析機能を強化すること	①地域カルテの作成など，地域の現状を客観的に把握・分析する取り組みを継続すること。 ②住民ニーズの掘り起こしや課題の明確化を行い，データに基づいた地域計画書（地域ビジョン）を策定すること。 ③「何をやるか」ではなく「何が問題か」を起点とした課題解決型の活動を推進すること。
提言4－2	地域の実情に応じた課題解決を推進すること	①ゴミ当番，街路灯，空き家対策など，日常生活に根差した具体的な課題の把握と解決を最優先とすること。 ②高齢化や人口減少により困難になっている地域活動について，補完性の原理に基づき，町内会，地域づくり委員会，まちづくり協議会，行政の適切な役割分担を明確にすること。 ③地域の実情に応じて，RMO(地域運営組織)，小さな拠点，生活支援体制整備事業など，国の制度を柔軟に活用すること。

(5) 自己評価・行政評価の仕組みの構築

【現状と課題】

○合併から約20年が経過したが，地域自治組織の活動をふり返し，検証する機会がなかった。

○成果指標や評価体制が不十分で，「何となく続けている」状態になっている。

○地域自治組織自らが活動を評価し，改善につなげる仕組みが確立されていない。

○行政の地域自治組織に対する支援について評価するところがないため，第三者的な立場の委員会を設ける必要がある。

提言No.	分 類	項 目
提言5－1	定期的な自己評価を実施すること	①地域自治組織が自らの活動を定期的にふり返し，自己評価を行う仕組みを制度化すること。 ②評価結果を地域内で共有し，住民の理解と参画を促進すること。 ③各地域のまちづくり協議会が集まり，相互に評価し学び合う場を設けること。
提言5－2	行政評価と検証の場を設置すること	①市民協働に関する施策の総合調整，進捗管理，評価・検証・点検など行う第三者機関（ex.市民協働推進委員会）の設置について検討すること。 ②評価結果を次期の施策や支援体制の見直しに確実に反映させること。

(6) 総合支所機能の充実とマネジメント視点の導入

【現状と課題】

- 住民ニーズの集約や暮らしをめぐる課題の解決に向けて、各地域の調整のハブとしての機能が必要である。
- 支援担当職員が1～2年で異動するため、継続的な支援や信頼関係の構築が困難になっている。また、業務の縦割りにより支援担当職員が孤立化する傾向がある。
- 支援担当職員は本来の業務に加え、まちづくり協議会の総会資料や役員会などの資料作りに追われコーディネート機能を果たせていない。
- 地域づくり委員会の支援担当が総合支所地域振興課なのか公民館なのか曖昧になっている地域が存在する。また、まちづくり協議会支援担当者と部会支援担当者の情報共有の場がない。

提言No.	分類	項目
提言6-1	総合支所の支援，分析機能の充実を図ること	①総合支所地域振興課を各地域の調整機能のハブとして位置づけ，地域自治組織への支援並びに連携を強化するため，アウトリーチ型による支援機能の充実を図ること。 ②地域から集約した情報の集積及び分析機能，分析結果を繋ぐ関係機関や行政関係課に繋ぐコーディネート環境を構築すること。 ③コミュニティ推進課戦略チーム会議ブロック会議を再構築し，地域づくり委員会または部会支援担当者と地域振興課まちづくり協議会支援担当職員の支援担当者会議を開催し，地域の実情や特性に応じた支援のあり方を検討し，共通の目的に向けた支援体制を再構築すること。
提言6-2	支援担当職員の情報の共有と支援技術の育成を図ること	①地域自治組織支援担当職員の人事異動によって地域自治・市民協働によるまちづくりの推進が途絶えることがないようにしっかりと引き継ぎされる環境を構築すること。 ②支援担当職員がファシリテーション，コーディネート，マネジメントなどのスキルが習得できるよう研修機会の充実を図ること。 ③支援担当職員が本来のコーディネート機能に専念できるよう，兼務による事務作業の軽減策及び孤立化させずに課内で相談が出来る環境を再確認すること。 ④地域自治組織は行政に依存することなく，自主・自立した運営を行うこと。

(7) 財政支援の見直し

【現状と課題】

- まちづくり協議会から地域づくり委員会への人口割・均等割による再配分が固定化し、本来の課題解決や組織体制づくりではなく予算配分が目的化している。必要な地域への重点配分が機能していない。
- 基礎交付金の多くが運動会やお祭りの景品代などに使われ、運営費や人材育成費などの組織強化への活用が不十分である。
- チャレンジ事業交付金やステップアップ事業交付金が「お金を獲得する手法」に過ぎ なくなっている。
- 持続可能を命題とし、必要なところに適切な財政支援を行うべきであり、必要なところに財源を振り分ける方法を行政と住民が知恵を出し合って検討する必要がある。
- 本当に必要なところに交付金を交付するためには、事業計画を提出してもらい、まちづくり協議会や行政職員が審査する方法が可能か検討すべきである。
- コミュニティ・ビジネスを行うのであれば必ず利益の一部は地元に還元することが必要である。

提言No.	分 類	項 目
提言7	「自主・自立」から「持続可能」へ転換し「どのように持続させるのか」を命題とした財政支援への見直しを行うこと	①現行の人口割・均等割による一律配分から、事業計画の提出を前提とした審査型交付へ移行する見直しを行うこと。必要なところに必要な財源が届く仕組みを構築すること。また、まちづくり協議会が行う地域づくり委員会及び部会への配分についても同様に、課題分析に基づく戦略的な配分を行う仕組みに見直しすること。 ②令和8年度第7期大崎市地域自治組織活性化事業交付金制度に導入する基礎交付金の「持続可能な運営費（人材育成・発掘）」枠を活かし、事業費偏重から人材育成・人材発掘への重点投資へ転換すること。 ③多世代・多様なステークホルダーの参画（提言1－2）に関する場づくりに要する経費への活用を促進すること。 ④行政交付金に依存しない自主財源を確保する観点から、コミュニティ・ビジネスの手法（地域還元）の活用可能性を検討すること。ただし、まちづくり協議会の合意形成機能を損なわないよう、事業実施は横出しの実行組織が担う仕組みを基本とすること。

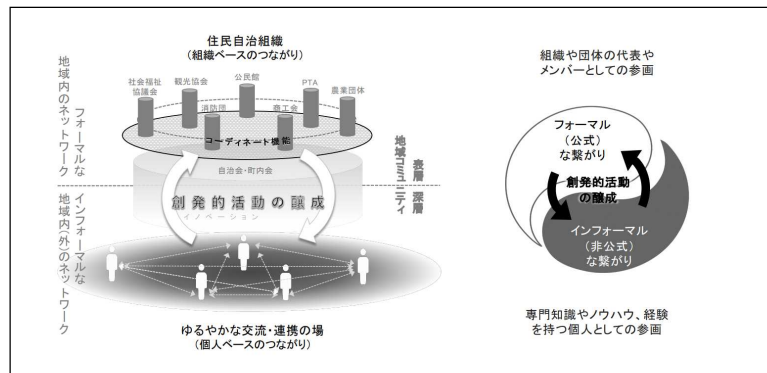
③新たな人材の発掘と育成についての提言（1分類2項目の提言）（最終提言書62ページ）

(1) 多様な人材の参画促進

【現状と課題】

- 役員の重複化や高齢化、担い手不足が深刻化している。
- 若者は地域組織に所属せず、フリーの立場でイベントなどに参加している。
- 「入る余地がなかった」という構造的な問題があり、多様な人材が参画できていない。○各種団体や地域づくり委員会間の連携・調整が不十分で、縦割りの弊害が生じている。

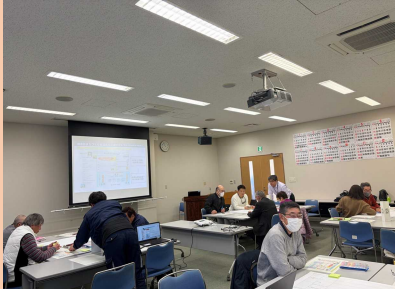
提言No.	分 類	項 目
提言1-1	若者・女性・新しい人材の参画を促進すること	①地域組織に所属しない若者や新しい活動グループとの連携を強化し、将来の担い手として育成するプロセスを用意すること。 ②若者や女性が主体の地域活性化活動と地域自治組織の融合を図り、互いに補完できる環境を作ること。 ③組織や地域を超えた柔軟な参加形態を認め、エリアの枠にとらわれない活動を促進すること。 ④創発的な活動を誘発する可能性を高めるため、総会や役員会などの従来の形式的な会議の場から、自由に意見が発言できる話し合いの場を設けるとともに、住民同士が気軽に集まりフラットな関係で交流ができる「場」や「プラットフォーム」の存在を設けること（フォーマルな場とインフォーマルな場の共存）。
提言1-2	人材育成プログラムの充実を図ること	①財政支援による人材育成・発掘事業を継続・拡充すること。 ②地域リーダーだけでなく、コーディネーター、ファシリテーターなど多様な役割を担う人材を育成すること。 ③子どもから大人まで、協働のまちづくりの大切さを学ぶ機会を地域全体で提供すること。 ④持続可能な人づくり・地域づくりに貢献する公民館とするため、教育委員会生涯学習事業との連携を図ること。 ⑤令和10年4月からスタートする第5期地区公民館指定管理者制度更新に備え、人材育成プログラムを仕様書に組み入れること。



地域運営体制のモデル（中嶋紀世生著『連携が育む地域コミュニティ 持続可能な地域運営の理論と実践（金風舎）』から引用）

- まちづくり協議会では、令和6年度において組織発足から18年間の組織運営や事業活動などを振り返るために「地域カルテ」を作成し、組織体制、運営や事業活動を可視化している。
- 令和7年度は持続可能な地域自治組織の在り方に向けて、①まちづくり協議会に必要な機能・役割、②地域づくり委員会との関係性、③部会制見直しによる組織のスリム化や構成など、さらなる検討を進めている。

まちづくり協議会の名称	検討状況及び今後の方向性
古川まちづくり協議会  令和6年10月16日古川まちづくり協議会全体会（テーマ「まち協のありたい姿」についてのグループワーク	1. 協議会の理念・目的・役割を再整理 設立趣旨(当時の考え方)と現状の課題を照らし合わせ、協議会の理念・目的・役割を改めて再定義した上で、分かりやすく示す必要がある。あわせて、「交付金」中心の印象を避け、協議会の主機能を事業主体から支援主体に転換し、「課題の把握・共有」「課題解決の支援」「団体間の連携促進」に置くことを明確化する。 2. まちづくり協議会参画メリットの明確化及び周知 古川まちづくり協議会には交付金の恩恵を受けていないNPO等の各種団体からの委員も多く所属しているため、参画によって得られるメリットを明確化し、丁寧に周知する必要がある。具体的には、協議会を通じた情報収集、他団体との交流、地域課題の把握と共有、行政への提案機会、研修等による人材育成といった非金銭的価値を参画メリットとして整理し、見える化する。 3. 情報共有・連絡調整体制の整備 各所属団体へ協議会の活動状況と成果の見える化を進める必要がある。あわせて、役員会等を通じた情報共有を継続・強化し、各地域や団体へ確実に伝わる仕組みを整える。 4. 委員構成の見直し 委員構成は多様性を重視し、若者や女性の委員を確保するとともに、次世代に渡って協働のまちづくりが引き継がれるよう、大学生や高校生の参画を推進する。また、企業なども参画させることで、多様な意見や提案が交わされる協議会を目指す。
松山まちづくり協議会  令和7年12月4日松山まちづくり協議会役員会	松山まちづくり協議会では規約改正を前提に、以下の内容について検討を進めている。 1. 会費制度の見直し 会費の一律徴収を廃止し、任意での寄付金、賛助金という形で行政区や地域内外の組織、企業からの納入を受け付ける形で、今後、規約改正を行う内容で検討している。 2. 部会制からプロジェクトチーム制への移行 従来の5部会を発展的解消し、会員、各種団体の意見を集約、コーディネートする役割の話し合いの場を協議会内に設け、参加会員が老若男女を問わず、平等な立場で問題提起や話し合いを行う。 話し合いの中で地域課題を解決するためのプロジェクトチームを立ち上げ、役員会にて承認後、各チーム単位で事業に取り組んでいく形での移行案の内容で検討している。 3. 役員の公募 協議会運営の担い手となる若い年齢層の参入をねらい、広報誌で役員の募集を呼び掛け、広い年齢層に向けて門戸を開くよう検討している。 4. デジタルを活用した広報活動 ホームページへの掲載や、SNSを活用し、幅広い世代に向け逐次情報発信を行うことができる環境を整える内容で検討している。

まちづくり協議会の名称	検討状況及び今後の方向性
三本木まちづくり協議会  令和7年10月2日三本木まちづくり協議会第1回組織検討委員会	これまでの「組織先行型」から、地域の課題に即応できる「課題先行型」の組織へと転換を図る。 1. 「部会制」から「実行委員会制」への移行 ・「グループ」の設置：常設の部会を一新し、話し合いの場として「グループ」を設置 ・実行委員会の立ち上げ：課題解決に向けた事業の実施にあたっては、「実行委員会」を編成し、事業運営をする。 ・柔軟な参加体制：固定的な枠組みを外し、新たな団体や住民が参加しやすい環境を整える。 2. 委員推薦及び選出方法の適正化 ・直接依頼の実施：所属部会を把握できていない団体もあり、状況を改善するため、協議会から「グループ」内の各種団体へ直接推薦依頼を行う。 ・公募の検討：多様な意見を取り入れるため、公募委員の導入については継続して検討する。 3. 関係機関との連携強化 ・地域住民：区長会との定期的な意見交換や住民参加型の研修会を開催し、地域の声を吸い上げ課題解決を目指す。 ・各種団体：「継続的なワークショップ」を開催し、まずは各種団体の既存事業をリスト化し、情報の共有と連携を図る。 ・行政：担当課との情報共有を密にし、官民協働の体制を維持・強化する。 4. 次世代への継承と人材育成 委員が負担を感じることなく、前向きに活動に参画できるよう以下の取り組みを推進する。 ・「地域カルテ」や「地域別まちづくり方針」を活用した説明会の実施 ・新たに「まちづくり」を担う人材の育成するため、先進地視察や研修会を実施
鹿島台まちづくり協議会  令和8年2月18日鹿島台まちづくり協議会ワークショップ	1. 設立理念の再確認と継承の仕組みづくり まちづくり協議会の理念・目的・役割を改めて再定義した上で、分かりやすく示す必要がある。委員の入れ替わりにより「考え方が分からないまま参加していた」という状況を改善するため、定期的な振り返りと新規委員への継承の仕組みを整える。 2. 地域内外への効果的な情報発信体制の構築 まちづくり協議会を通じた情報収集、他団体との交流、地域課題の把握と共有、行政への提案機会、研修等による人材育成、地域資源を有効的に使い情報発信を積極的に行っていく。 鹿島台からの若者の流出を防ぐための情報発信、地域内全体に向けた広報活動により、鹿島台及びまちづくり協議会への関心を高める。 3. 実効性ある組織体制と若い世代の参画促進 新しい人材が入らなければ組織自体が無くなるという危機感のもと、若者等多様な主体の参画を積極的に推進する。団体構成の見直し、新たな組織の構築を図ることで、若い世代の新鮮な視点を取り入れる。

まちづくり協議会の名称	検討状況及び今後の方向性																		
岩出山まちづくり協議会  令和8年2月27日岩出山まちづくり協議会全体会及び臨時総会	高齢化と現実に取り添いつつ、新しい感性を取り入れた自立的に課題解決できる組織へ 【まちづくり協議会が目指す姿（三本柱）】 1. 調整役機能の強化 <table><tr><td>(1) 団体横断の連携</td><td>地域内の各種団体をつなぎ、協力し合う体制へ</td></tr><tr><td>(2) 負担の分散</td><td>特定の人への集中を避け、組織全体で支える</td></tr><tr><td>(3) 重複事業の整理</td><td>役割分担を明確にし、効率的な地域運営を実現</td></tr></table> 2. 効果的な組織運営 <table><tr><td>(1) 選択と集中</td><td>効果が高い事業へリソースを重点的に配分</td></tr><tr><td>(2) DXによる効率化</td><td>事務負担を軽減し、活動の質を向上</td></tr><tr><td>(3) スクラップ＆ビルド</td><td>前例踏襲を廃し、時代に合った事業への転換</td></tr></table> 3. 持続可能な仕組み <table><tr><td>(1) 魅力的な事業創造</td><td>「義務」ではなく「参加したくなる」場づくり</td></tr><tr><td>(2) 参加ハードルの低下</td><td>新規参加者が入りやすい雰囲気と仕組み</td></tr><tr><td>(3) 次世代への継承</td><td>若者が楽しみながら関われる土壌を育む</td></tr></table>	(1) 団体横断の連携	地域内の各種団体をつなぎ、協力し合う体制へ	(2) 負担の分散	特定の人への集中を避け、組織全体で支える	(3) 重複事業の整理	役割分担を明確にし、効率的な地域運営を実現	(1) 選択と集中	効果が高い事業へリソースを重点的に配分	(2) DXによる効率化	事務負担を軽減し、活動の質を向上	(3) スクラップ＆ビルド	前例踏襲を廃し、時代に合った事業への転換	(1) 魅力的な事業創造	「義務」ではなく「参加したくなる」場づくり	(2) 参加ハードルの低下	新規参加者が入りやすい雰囲気と仕組み	(3) 次世代への継承	若者が楽しみながら関われる土壌を育む
(1) 団体横断の連携	地域内の各種団体をつなぎ、協力し合う体制へ																		
(2) 負担の分散	特定の人への集中を避け、組織全体で支える																		
(3) 重複事業の整理	役割分担を明確にし、効率的な地域運営を実現																		
(1) 選択と集中	効果が高い事業へリソースを重点的に配分																		
(2) DXによる効率化	事務負担を軽減し、活動の質を向上																		
(3) スクラップ＆ビルド	前例踏襲を廃し、時代に合った事業への転換																		
(1) 魅力的な事業創造	「義務」ではなく「参加したくなる」場づくり																		
(2) 参加ハードルの低下	新規参加者が入りやすい雰囲気と仕組み																		
(3) 次世代への継承	若者が楽しみながら関われる土壌を育む																		
鳴子まちづくり協議会  令和7年6月19日鳴子まちづくり協議会定例理事会	1. 鳴子まちづくり協議会活動方針 つなぐ あいだをとりもち、人・物・事をつなぐ むすぶ つながった人の和から、ネットワークを構築する つむぐ 個々の思いや願いを、ひとつの方向性や目的にまとめる 2. 鳴子まちづくり協議会の基本的な役割 【補完性の原理】に基づく、地域自治の推進 ●地域づくり委員会同士の「連携と情報共有」を支援 ●地域づくり委員会の「共通課題の解決」に向けた取り組みを推進 ●地域の「振興に向けた取り組み」を推進 ●行政との協働による地域課題解決に向けた取り組み 3. これからの活動（持続可能性を高めるための取り組みへ） ●事業の検証 これまでの振り返りから、事業の成果と反省点を見出し、これからの取り組みへとつないでいく。 ●省力化の推進 人材不足を補うデジタルツールの導入等、これまでの仕組みからの転換による省力化を推進。 ●情報収集と分析 地域内外の他の地域づくりの取り組みなど好事例に学び、良いものは積極的に取り入れ、これまでに無理筋であった物事は見直し合理化。 ●内なる力の発掘 地域内の人・物・事、内なる力を取り入れ活用するため、地域づくり意識の醸成と若い世代との積極的交流によるネットワークの構築と人材育成。資源の磨き上げ。 ●外の力の活用 地域の外の力を活用しながら、人材不足を補うとともに、新たな知識や技術、視点を得るためのネットワークを構築。 ●感謝と尊敬の奨励 参加が当たり前ではなく、誰かのために活動してくれる方々への感謝と尊敬を表明し奨励していく。 ●地域づくりを通じた鳴子温泉の発信 住民生活に根ざした地域づくりとの両輪として、地域を発信し、交流人口や関係人口を増やす。																		

まちづくり協議会の名称	検討状況及び今後の方向性
田尻まちづくり協議会  令和6年10月17日田尻まちづくり協議会 「田尻まちづくりフォーラム2024」	まちづくり協議会の運営及び事業活動を取り巻く課題を解決し、田尻地域が一体となって「ワクワクする未来」を創るため、以下の4つの柱を推進する。 1. 「諮問」から「実行」への転換 大崎市まちづくり協議会条例の見直しに合わせ、規約から諮問・答申に関する規定を整理し、地域課題を自ら解決する「実行組織」として再定義する。 2. 組織のスリム化と柔軟な運営 委員構成の刷新: 委員数を実効性の高い「40名程度」とし、充て職を減らして公募枠を拡大する。 部会の再編: 「健康」「安全」といった従来の名称から、「にぎやか部会」「きれいな部会」など、若者が参加しやすく、活動内容がイメージしやすい柔軟な名称・内容へ一新する。 3. 多世代・多団体参画の仕組みづくり ユース枠の新設: 中高生や大学生の意見を直接反映させる仕組みを作る。 ネットワークの強化: 地域づくり委員会だけでなく、多様な地域関係団体が「まち協」をプラットフォームとして活用し、気軽に相談・協力できる体制を整える。 4. デジタル活用とビジョンの共有 情報発信の強化: LINEグループやSNS、ホームページを活用し、各団体や若者世代へ確実に情報を届ける。 地域計画の自分事化: 第3次総合計画と連動し、住民が10年後の未来に期待を持てる「田尻のビジョン」を策定する。